

平成29年第6回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年6月30日(金) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	13番	塩田一也	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(2名)

12番	和田一男	委員	14番	矢吹幸彦	委員
-----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

富 永 進 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副 主 査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	東分室長	鈴木 穰
大信分室主任主査	柴原 康		

◎開 会

事務局長 それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回白河市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が2件、農地法第4条関係が1件、第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が1件、合わせて11件をご審議いただきます。よろしくお願いたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

大変暑くなったり、涼しくなったり、それから日本中を見ますと、豪雨に遭われたり、それから私ども地元でも白坂、旗宿、表郷にかけまして、去るちょうど2週間前ですけれども、16日に降ひょうがありました。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、昨今の報道等を見ておりますと、本日、欧州連合とのEPA交渉で閣僚会合が行われて、今日と明日ということで報道がされておりました。EUでは、米など日本に幾らも輸出していないんですけれども、交渉の材料ということで米も自由化しろというようなことで、ほかとまた差し引きをするための手法なのかなとも思われますが、そんな話も新聞等には載っております。とにかく政府にはほかの交渉への影響等がございますので、あくまでも国内対策できる範囲内での交渉の決定というか、そっちのほうをお願いしたいなど。そして、我々またいつも申し上げますが、各農業団体等と協力しながら、EPA、それからTPPについてもずっと見守り続けて要望を出し続けていかなければいけないなというふうに考えております。

本日、案件につきましては11件審議をいただくわけですが、本当にお忙しい中、お集まりをいただきまして、慎重審議のほうを進めていただけますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。よろしく申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、7番、有賀良雄委員、8番、鈴木滋夫委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

12番、和田一男委員、14番、矢吹幸彦委員、富永進委員の3名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成29年6月30日提出。会長砂塚功。

会 長 それでは、事務局より説明をさせます。

事務局(竹内副主査) それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1、その2の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷です。

過日6月17日、有賀委員さんと現地にて、譲渡人、譲受人の父親が立ち会いまして、申請書のとおりだということで現地確認は滞りなく終わりました。皆様方の審議よろしく申し上げます。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺旗宿担当の矢内です。

この件に関しましては、16日に、被設定人立ち会いのもと、現地にて申請内容の確認を行いました。何ら申請内容に不備はないことを確認しておりますので、皆様のご理解よろしくお祈いします。また、この畑につくる作物は年に2回レタスを栽培しているということです。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年6月30日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお祈いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当、邊見です。

今回の申請につきまして、去る6月22日7時から高橋義勝委員さんと申請人の妻立ち会いのもと、現地調査と申請内容について確認をいたしました。申請内容について、間違いなく店舗兼住宅地として利用することの確認がとれました。今回の農地転用による周辺農地への影響については、問題がないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) 10ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年6月30日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、11ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

本宮委員 16番、本宮です。

去る23日に、富永委員さんと確認いたしました。現地には、譲渡人、譲受人、両方来てい

ただき確認いたしましたところ、申請どおり間違いないことを確認いたしました。また、周辺農地に問題のないことを確認しております。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、16ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地区分と転用目的は問題ないと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 釜子西担当の飛知和です。

我妻委員さんと先週の24日、譲受人、譲渡人と現地を確認いたしました。異常ないものと思われまます。あと、もう一人の譲渡人の分に関しては実質、別の譲渡人の親父さんの代から自分の敷地に入っている土地を交換して、実際に使っていたものになっているので異常ないと思ひまます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、21ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請に対しまして、6月25日に設定人、被設定人、代理人の3名の方に現地のほう
おいでいただきまして、早津和一委員と確認をいたしました。南側法面ですけれども、
こちらのほうが多少1メートルぐらい高いんですけれども、その法面の先に田んぼへの用
水路があるということで、用水路に土砂とかが流入した場合にどうするのかということで
お聞きしたところ、こちらのほう土地改良区と協議をいたしまして、何らかの問題があっ
た場合には土地改良区の要請により速急に工事をするという申し入れは承諾しているとい
うことでございます。あと、それ以外は問題のないものと考えております。皆様方のご審
議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、26ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目
的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る25日、塩田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受
人に現地に来ていただいて申請内容を確認しました。周辺農地への影響もないと思われま
すので、皆様の審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、31ページをごらんください。

【その5 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る6月25日、砂塚委員さんと現地調査を行いました。設定人、被設定人、立ち会いのもと申請内容について確認しました。申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、36ページをごらんください。

【その6 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

今回の申請について矢吹担当委員さん、被設定人、設定人と確認しました。今回の申請に何も問題はなないので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、41ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

今回の申請に対しまして、6月27日5時半に、矢野委員さん、山本委員さん、設定人、被設定人の奥さんが、現地で直接会って、申請内容を確認したところ、転用することにより周辺の農地の影響がないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) 46ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年6月30日提出。会長砂塚功。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で本日の総会に提案された議案の審査が終了しました。

その他、皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局のほうから連絡事項がございます。

事務局長 それでは、事務局のほうから連絡事項を申し上げます。

お手元のほうに配付させていただいております、県の農業会議から農業委員会の情報提供活動に関する取り組みとしまして、全国農業新聞の普及促進の依頼がございました。ご存じの方も多いと思いますが、全国農業新聞は全国農業会議所というところで発行しているものでして、その普及促進につきましては、農業委員会法の6条に農業一般の情報の提供という記載がございまして、そういう部分からも農業委員会の業務の一部として当てはまるようになります。記事の内容につきましては、各地の農業委員や推進委員の先進的な取り組みですとか、農業者の経営や生活に役立つ情報が盛り込まれてございます。委員の皆様におかれましても多数ご購入いただいているところですが、まだという方はぜひご購入いただけますようお願い申し上げますとともに、地域の農業者の皆様にもPRいただければと思います。よろしく願いいたします。申し込みにつきましては、ブルーの申込書を事務局にお届けいただければと思います。なお、会場の後ろの机に全国農業新聞のバックナンバー、過去の発行分を何部か置いてありますので、お帰りの際にでもご覧いただければ幸いです。

最後に、次回の総会になりますが、7月31日月曜日、午後3時半から、この場所で行いますので、別途ご通知しますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成29年第6回白河市農業委員会総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時00分)
